

調布市立調布中学校屋内プール・調布市民
西調布体育館複合施設整備・運営事業
維持管理・運営業務委託契約書（案）

令和8年●月

調布市

調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業
維持管理・運営業務委託契約書

1 委 託 件 名 調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設
整備・運営事業 維持管理・運営業務委託

2 委 託 金 額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十
¥									

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥ 円

3 契 約 期 間 契約締結日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで
開業準備期間 令和〇年〇月〇日※から令和12年2月28日
維持管理・運営期間 令和12年3月1日から令和27年3月31日
完了期日 令和27年3月31日
※ 開業準備業務の業務開始日は事業者提案による。

4 契約保証金 ¥_____

調布市立調布中学校屋内プール・調布市民西調布体育館複合施設整備・運営事業
(以下「本事業」という。)に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した
基本契約書(以下「基本契約」という。)第7条第2項の定めるところに従い、上記
業務の委託について、委託者調布市を甲とし、受託者を乙として、次の条項により契
約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____
_____ (以下「建設JV」という。)との間の建設工事請負契約(基本契約第
7条第1項に定義された意味を有する。以下同じ。)により不可分一体として事業契
約を構成することを確認する。

また、受託者が共同企業体を結成している場合には、受託者は、契約書記載の業務
を共同連帯して受託する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有
する。なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結する。

(特約条項条文)

この契約は、仮契約として締結されるものであり、建設工事請負契約が調布市議会に
おいて議決された場合には本契約になるものとし、又は、否決された場合には締結しな
かったものとし、かつ、この場合において受託者にこのことにより損害を生じた場合に
おいても、委託者は一切その賠償の責に任じない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委託者（甲）調 布 市

代 表 者 調布市長 林 明 裕 印

受託者（乙）住 所

氏 名 印

目次

第1条（総 則）	1
第2条（この契約の目的）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第4条（契約の保証）	3
第5条（業務遂行）	3
第6条（本業務の範囲）	5
第7条（業務範囲の変更）	5
第8条（第三者の使用）	5
第9条（緊急時の対応等）	5
第10条（秘密保持及び個人情報の管理）	6
第11条（業務遂行体制の整備）	6
第12条（業務の基準等）	6
第13条（年度業務計画書）	7
第14条（業務報告書）	8
第15条（甲による業務遂行状況の確認及び調査職員の設置）	8
第16条（甲による業務の是正勧告等）	9
第17条（委託料の支払）	9
第18条（委託料の改定）	9
第19条（委託料の減額又は支払停止）	10
第20条（委託料の返還）	10
第21条（代理受領）	10
第22条（セルフモニタリング）	10
第23条（使用料）	10
第24条（施設状態等の保証）	11
第25条（損害賠償等）	11
第26条（第三者への賠償）	12
第27条（保険）	12
第28条（不可抗力発生時の対応）	13
第29条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	13
第30条（不可抗力による一部の業務遂行の免除）	13
第31条（法令変更によって発生した費用等の負担）	13
第32条（この契約の終了）	14
第33条（業務の引継ぎ等）	14
第34条（原状回復義務）	15
第35条（甲の解除権）	15
第36条（乙の解除権）	18
第37条（不可抗力又は法令変更による契約解除）	18
第38条（権利・義務の譲渡の禁止）	19
第39条（地元経済への配慮等）	19

第 40 条（契約の変更）	19
第 41 条（運営・維持管理協議会）	19
第 42 条（知的財産権）	19
第 43 条（補足）	19

(総 則)

第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款並びに要求水準書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約期間（以下「契約期間」といい、そのうち、開業準備期間に定める期間を「開業準備期間」、維持管理・運営期間に定める期間を「維持管理・運営期間」という。）中、本施設（要求水準書等に定める本業務の対象範囲を含む。以下同じ。）にて、要求水準書等及び事業者提案に示された本施設の維持管理・運営に係る各業務（場合に応じて、開業準備業務を含む。以下「本業務」という。）を遂行し、甲は、本業務の遂行の対価として、乙に委託料（甲が乙に対して支払う本業務の遂行に関する対価のことをいい、特に、開業準備期間における本業務の遂行の対価を「委託料A」といい、維持管理・運営業務期間における本業務の遂行の対価を「委託料B」という。以下同じ。）を支払うものとする。

3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とし、この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するほか、要求水準書等に使用された用語と同一の意味を有するものとする。

5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。

7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

10 乙は、募集要項及び要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、募集要項及び要求水準書等の誤記等甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

11 甲は、第12条その他この契約に定める甲の承諾（甲の承諾が得られたとみなされたものを含む。）又は確認等を理由として本業務の実施その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、乙は、甲の承諾、指示又は確認等をもって、第16条、第25条その他この契約上の如何なる責任も免れることはできない。

12 基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定して

いる場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。

(この契約の目的)

第2条 この契約は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(開業準備等)

第3条 乙は、開業準備業務の実施開始に先立ち、要求水準書等及び事業者提案に従い、開業準備期間における開業準備業務計画書（以下「開業準備業務計画書」という。）を作成した上で、統括責任者（館長）の確認を受けて甲に対して提出し、要求水準書等に定める期限までに甲の承認を得るものとする。乙は、開業準備期間において、開業準備業務計画書に従い、本施設の供用開始に必要な一切の届出、申請、許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、事業日程に定めるスケジュールに支障が生じないように本施設の開業準備をしなければならない。この場合において、乙は、本項に従って行った届出、申請、許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の定めるところに従って統括責任者（館長）を設置するほか、開業準備業務並びに運營業務及び維持管理業務の各業務の管理を行う業務責任者を配置し、開館式典及び内覧会の実施日（令和12年2月28日を基本として甲との協議により決定した日とする。）までに、同条第1項の定めるところに従って業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等業務上必要な事項についての教育訓練を行い、維持管理・運営期間の開始日より供用を開始する準備を完了するものとする。

3 乙は、第12条第2項の定めるところに従って各種マニュアルを整備して、第11条第1項の定める訓練、研修等にて周知・訓育するほか、要求水準書等に定めるインターネットホームページの開設、パンフレットその他広報・宣伝活動に関する資料等の作成、利用手引きその他の利用規則の作成、供用開始前の予約受付及び利用打合せ、開館式典及び内覧会の実施、開館記念イベントの実施その他要求水準書等及び事業者提案に従って必要な開業準備業務を自らの責任及び費用負担で所定の期限までに実施するものとする。

4 乙は、前3項に定めるところに従って開業準備業務の履行を完了し、かつ、本施設の供用開始が可能となった段階で、甲に対してその旨通知を行い、甲の確認を得るものとする。なお、乙は、要求水準書等及び事業者提案に従い、開業準備業務の実施内容を記載した開業準備業務報告書（以下「開業準備業務報告書」という。）を作成し、要求水準書等に定める期限までに甲に提出する。

5 前各項の定めるところに従って開業準備業務を実施するにあたり、乙は、本事業が施設整備と維持管理・運営が一体の事業であり、建設工事請負契約第32条に基づき本施設の引渡しの完了後に本業務の実施として、適正に本施設の維持管理を実施しながら、その開業準備を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、建設工事請負契約に基づく本施設の引渡しの完了前でも、本施設の設計及び建設のそれぞれにおいて建設JVとの間で積極的に意見交換を行い、利用者の利便性の向上等の公共サービスの向上及び維持管理の効率化、修繕・更新を踏まえた事業全体のライフサイクルコストの低減を考慮した本施設の設計、建設その他建設JVによる建設工事請負契約の履行（本施設の検査や引渡しを含むが、これに限られない。）に協力するほか、建設JVの施工する工事及び乙の実施する本業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があると

きは、乙及び建設 J V の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、建設 J V による工事施工並びに乙による本施設における適正な本業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、甲に損害を被らせないものとする。

- 6 乙は、要求水準書等及び事業者提案に従い、第 11 条第 2 項の規定に基づき設置される統括責任者（館長）並びに本業務の各業務に係る業務責任者（配置前は予定者とする。）をして、建設工事請負契約に基づき設置された監理技術者、主任技術者及び現場代理人との間で認識を共有させ、連絡・調整を行わせるものとする。

（契約の保証）

第 4 条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。なお、当該履行保証保険の契約期間がこの契約の契約期間に満たない場合は、保険期間の終了前に更新した保険証券を甲に寄託するものとし、契約期間の満了に至るまで以後も同様とする。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 6 項において「保証の額」という。）は、年間委託料の 100 分の 10 以上としなければならない。

- 4 乙が第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 35 条第 5 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 5 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託料の 100 分の 10 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（業務遂行）

第 5 条 乙は、この契約の締結以降、この契約及び基本契約に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、建設工事請負契約第 32 条に基づく本施設の引渡しの完了日から契約期間の満了までの間の本施設の維持管理を行う一方で、第 3 条に従って開業準備業務を実施して維持管理・運営期間の開始日までに開業準備業務を完了し、同日より本施設の

供用を開始するものとする。

- 2 乙は、本業務その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可（指定管理者の指定、事業者提案に基づく自主事業その他付帯事業に必要な行政財産の目的外使用許可を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を適時に取得の上で、取得した許認可を契約期間にわたって維持するために必要な条件を満たし、手続等を履践するものとする。ただし、甲の単独申請によるべきものについては、この限りではない。
- 3 乙は、甲による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を甲の要請に従って行うものとする。
- 4 乙は、本業務の遂行にあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める「公の施設」に係る関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。乙が関係法令、関係規制等を遵守しなかったことは、乙によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。
- 5 乙は、要求水準書等に記載する要求水準（性能、機能、耐用等を含む。ただし、事業者提案における提案値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該提案値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。乙による要求水準書等に記載する要求水準の未達は、乙によるこの契約の債務不履行とみなされるものとする。
- 6 乙は、本施設の利用者等に関して必要な対応を行い、本業務に関する利用者や住民からの要望に応えるほか、その苦情等にも対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲は、かかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。乙は、甲が住民協定等を締結する場合には当該住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
- 7 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
- 8 乙は、この契約に別段の定めがない限り、本業務の遂行のために限り、開業準備期間の開始日において甲から引き渡しを受けた本施設内の消耗品、資機材、備品等（建設工事請負契約に基づき建設 J V が設置したものを含む。）を無償で使用する事ができる。
- 9 乙は、契約期間中、本施設内の設備、資機材、備品等を要求水準書等及び甲が定める規則等に従って管理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 10 乙は、契約期間中における本業務の遂行にあたって消費された消耗品を購入又は調達するほか、資機材、備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、当該資機材、備品等を購入又は調達するものとする。この場合、乙によって購入又は調達された当該資機材、備品等の所有権は、事業者提案に基づき自主事業その他付帯事業を実施するために乙が調達するものを除き、甲に帰属するものとする。なお、消耗品、資機材、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、委託料に含まれているものとし、委託料の支払のほか、乙は、消耗品、資機材、備品等に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も甲に請求できないものとする。
- 11 乙は、故意又は過失により本施設内の什器、設備又は備品等をき損滅失したときは、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

(本業務の範囲)

第6条 本業務の範囲は、要求水準書等に基づき事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 乙は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 本業務の遂行にあたって必要となるユーティリティの条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。

(業務範囲の変更)

第7条 甲は、必要と認める場合は、乙に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(第三者の使用)

第8条 乙は、基本契約に定める役割分担に基づき再委託する場合を除くほか、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、基本契約に定める役割分担に基づき再委託する場合を除くほか、本業務の各業務を第三者に委任し、又は請負わせようとする場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、乙が本業務の軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 基本契約又は前各項に基づく場合を含め、乙が本業務の各業務を第三者（維持管理企業及び運営企業を含む。本項において同じ。）に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本業務に関して乙又はその受託者若しくは下請人が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(緊急時の対応等)

第9条 乙は、要求水準書等及び事業者提案に基づき、安全管理に係る業務として事故防止に努め、事故及び災害発生時に備え、緊急時（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）の発生時その他重大事項（本施設の損壊、停電、機器異常等）等により被害が発生した場合といった自然災害発生時のみならず、本施設の故障時等を含む。以下同じ。）の対応、防犯対策及び防災対策について、第12条第2項の定めるところに従って甲の承認を得た運営マニュアルに基づき訓練、研修等を行うとともに、周知徹底を図るほか、利用者が安全に本施設を利用できるような対策を講じて事故防止に努めながら、利用者等の事故又は急な傷病等が発生した時には、適切に対応するとともに、実際の緊急時においては、事故その他の事象発生時の状況と対応について詳細に記録し、速やかに甲に報告を行うとともに、要求水準書等及び事業者提案並びに年度業務計画書（第13条に定義する。）に基づき、自己の費用と責任により、速やかに通報、本施設の利用停止その他必要な緊急時の対応等を講じなければならない。この場合において、乙は、必要があると認めるときは、予め、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して、本業務実施時間の延長、関係機関への応援・協力その他緊急時の対応等をとることを請求することができる。
- 3 乙が第1項又は第2項の定めるところに従って緊急時の対応等をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと甲が認める部分については、甲がこれを負担する。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第10条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係規程に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、同法及び関係規程並びに乙又は本業務に適用のあるガイドライン等を遵守するほか、個人情報の取扱いに関する特記条項の定めるところに従い、その取扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(業務遂行体制の整備)

第11条 乙は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、乙は、自らの費用及び責任で確保しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める研修等を完了し、かつ要求水準書等及び事業者提案に従い、要求水準書等に示された統括責任者（館長）及び業務責任者その他の業務従事者を設置の上で実施体制を整備し、甲に対して、それぞれ届出等を行い、その承認を各業務従事者の類型ごとに要求水準書等が定める期限までに得るものとする。
- 3 甲は、前項に定めるところの届出等を受領した後、当該業務の実施開始に先立って、本施設に関し、要求水準書等及び事業者提案に従った本業務の各業務の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。

(業務の仕様等)

第12条 乙は、要求水準書等及び事業者提案に基づき、統括責任者（館長）の確認及び市の承認を得て作成した要求水準書等に示す水準及び事業者提案による提案事項を含めた本業務の各業務における長期業務計画書（以下総称して「長期業務計画書」という。）を遵守して、本業務を実施するものとし、乙は、事前に甲の承認を得た場合を除き、長期業務計画書につき、契約期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

- 2 乙は、本業務の実施開始に先立ち、供用開始日以降、契約期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に関し、要求水準書等に示された要求水準に対して、事業者提案において提案された事項（水準）を反映した個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他マ

ニュアル（長期業務計画書を遵守したものであることを要する。以下「運営マニュアル」という。）並びに維持管理・運営期間における長期修繕計画書（以下「長期修繕計画書」という。）を作成した上で、統括責任者（館長）の確認を受けて甲に対して提出し、要求水準書等に定める期限までに甲の承認を得るものとする。乙は、5年ごとに長期修繕計画書を更新するほか、本業務の結果を踏まえて必要に応じて長期修繕計画書及び運営マニュアルを改定するものとする。この場合、改定後速やかに、改定内容について甲の承認を得るものとする。

- 3 乙は、要求水準書等について、本業務の遂行過程において、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の内容（本業務に係る部分に限る。以下同じ。）の変更を提案することができる。この場合、甲は、かかる提案を受けて要求水準書等の内容の変更の必要があると認めるときは、乙の意見を踏まえて要求水準書等の内容を変更し、その変更内容を乙に通知するものとし、要求水準書等の内容の変更に伴って必要があると認めるときは、委託料を変更しなければならない。

（年度業務計画書）

- 第13条乙は、要求水準書等に定めるとおり、長期業務計画書及び長期修繕計画書に基づき、維持管理・運営期間の各年度に関し、本業務の各業務に係る計画書（以下、その時に適用のある最新のものを総称して「年度業務計画書」という。）を、それぞれ作成して、甲に提出し、当該年度業務計画書の計画対象期間が開始する前に甲の承認を得なければならない。乙は、甲の承認を得た年度業務計画書を変更しようとする場合には、予め、変更内容について甲の承認を得なければならない。なお、年度業務計画書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、甲に提出してその承認を事前に得なければならない。
- 2 前項の定めるところに従って提出される年度業務計画書の全部又は一部に関し、甲は乙による本施設の維持管理・運営の状況を確認し、必要に応じて本施設の現状に即して補足、修正又は変更するよう求めることができ、乙は、かかる求めに応じ、当該年度業務計画書の補足、修正又は変更を行い、甲に提出してその承認を受け、甲の承認を得るものとする。
- 3 甲は、契約期間中、随時、乙に対して、要求水準書等に示された本施設の機能及び性能を契約期間及び契約期間終了後2年以内は建築物、建築設備の修繕・更新が必要とまらない状態で維持する方策について説明を求め、必要に応じ、年度業務計画書の補足、修正又は変更を請求することができる。乙は、かかる請求に応じ、年度業務計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに、補足、修正又は変更後の年度業務計画書を甲に提出してその承認を受け、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、最新の長期業務計画書及び長期修繕計画書に基づき、前各項の定めるところに従って甲の承認を得た当該期間を対象とする年度業務計画書に従い、運営マニュアルにより本業務を実施しなければならない。甲は、最新の長期業務計画書及び長期修繕計画書並びに甲の承認を得た年度業務計画書に基づき運営マニュアルにより本業務が行われていないと判断した場合、甲は乙に説明を求めることができ、乙は誠実にこれに対処する義務を負う。ただし、乙は、甲の承認を得た年度業務計画書について、本施設の具体的な状況や、本業務の実施状況等を勘案した上で、随時見直しを行い、常に最新・最適のものとするべく改訂を行い、改訂後速やかに、改訂後の年度業務計画書を甲に提出してその承認を受け、甲の承認を得るものとする。

- 5 乙は、本業務に従事する職員全員が理解し対応できるよう、年度業務計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。
- 6 甲は、年度業務計画書の確認・承認又はその変更の請求及び確認・承認を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(業務報告書)

- 第14条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、日誌、管理記録等を作成して日々記録した上で、本業務の各業務に係る報告書、台帳その他の書類（以下「業務報告書」という。）を作成し、要求水準書等に定める期限までに甲に提出することにより、要求水準書等、この契約、年度業務計画書及び運営マニュアルに基づく長期業務計画書遵守状況、維持管理・運営データ（本業務の実施結果としての小修繕及び定期修繕データのみならず、要求水準書等に特に定める統計・データ集計及び分析を含む。）、その他本業務の報告を甲に対して行うものとする。なお、業務報告書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、事前に甲に提出して甲と協議により定められたものでなければならない。
- 2 乙は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び運営マニュアルに従い、各種の点検記録、報告書等を作成し、これらを本施設内における乙の事業所内に保管しなければならない。この場合における保管の方法及び期間は、甲が乙との協議により定めるとおりとする。
 - 3 乙は、甲の求めがあるときは、業務報告書の原資料その他の記録並びに業務日報その他各種の点検記録、報告書等（維持管理企業、運営企業その他第三者からの報告書等を含む。）を含む未提出書類を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。また、甲の求めがある場合、乙は、業務報告書その他乙がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして甲に提出する。
 - 4 甲は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合のほか、長期修繕計画書に定める修繕計画を行わず又は長期業務計画書に定める業務仕様若しくは要求水準書等及び事業者提案に定める要求水準を満たした業務を適切に実施していないと判断した場合、乙に説明を求めることができる。これらの場合、甲は、乙に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加の資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。

(甲によるモニタリング)

- 第15条 甲は、乙による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、別紙1記載のモニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）によりモニタリングを行うほか、随時に、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、甲は、随時に、乙に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 2 乙は、実施要領により甲が実施するモニタリングに必要なデータ等の開示その他甲が必要とする協力を乙の費用負担とするほか、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。
 - 3 甲は、第1項のモニタリングを理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

- 4 前各項によるモニタリングその他確認の結果、が判明した場合、甲は、実施要領の定めるところによりペナルティ等を課することができるものとする。ただし、要求水準等未達が乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにしたときは、ペナルティ等は課されないものとする。

(甲による業務の是正勧告等)

第16条前条によるモニタリングその他本施設又は本業務の各業務の実施状況の確認の結果、要求水準書等及び事業者提案に定める本施設の性能、機能、耐用等（以下「施設状態等」という。）が未達であるか又は乙による本業務の遂行が開業準備業務計画書、長期業務計画書、長期修繕計画書、年度業務計画書、運営マニュアル、事業者提案その他この契約上の義務の本旨を満たしていないこと（以下「要求水準等未達」という。）が判明した場合は、甲は、実施要領に定める措置を講じることができ、乙はこれに従わなければならないものとする。

- 2 前項の定めるところに従って実施される要求水準等未達の是正措置等に要する費用（責任の分析に要する費用を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達が天災等（要求水準書等、事業者提案又は長期業務計画書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）その他乙の責めに帰すべからざる事由により発生したことを乙が明らかにした場合、(i)不可抗力によるときは、第29条の定めるところに従い、また、(ii)不可抗力以外の場合は甲が、当該費用を負担するものとする。この場合において費用を甲が負担する場合の負担方法については、甲と乙の協議により定めるものとする。

(委託料の支払)

第17条 甲は、本業務の遂行の対価として、乙に対して、別紙2記載の算定方法及び支払方法に従い、委託料を支払うものとする。当該委託料には、本業務の遂行に要する光熱水費その他要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、乙は、甲に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って乙が本施設の全部又は一部の利用停止を行った場合、甲は、その理由の如何にかかわらず、委託料から当該利用停止により乙が支払を免れた費用を、委託料から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、乙の責めに帰すべき本施設の利用停止に基づく甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、委託料の支払にあたり、乙から甲への支払が必要な場合、当該支払必要額を委託料から差し引いたうえで、これを支払うことができる。

- 4 甲による委託料の支払が遅延したときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(委託料の改定)

第18条 前条にかかわらず、甲及び乙は、別紙2記載のとおりに委託料の改訂等を行うものとする。

(委託料の減額又は支払留保)

第19条第15条による甲のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、甲は、乙に対して委託料を実施要領に従って減額又は支払留保することができるものとする。

(委託料の返還)

第20条 乙が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託料の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た委託料の相当額の返還を請求することができる。

- 2 前項の場合、乙は、当該減額されるべき委託料を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、甲が指定した返還期限の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(代理受領)

第21条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第17条の規定に基づく支払いをしなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に委託料の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

(セルフモニタリング)

第22条 乙は、この契約、要求水準書等及び事業者提案に基づき、長期業務計画書及び年度業務計画書に従い、次の各号の定めるところに従い、本業務のサービス状況を維持改善しよう、セルフモニタリングをしなければならない。

- (1) 乙は、年度業務計画書の作成に当たり、前年度のセルフモニタリングの分析及び評価に基づき、業務品質向上を踏まえた内容にしなければならない。
- (2) 乙は、前号の定めるところに従って作成された年度業務計画書に基づく本業務の実施にあたり、長期業務計画書に定める業務仕様等を満足するとともに、事業者提案に記載した実施項目等が確実に実施されているかについてセルフモニタリングを実施し、セルフモニタリングの結果をとりまとめる他、自らの達成度や成果等について分析・評価を行い、その結果を第14条の定めるところに従って甲に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。
- (3) 乙は、前各号の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの結果により、要求水準等未達の恐れがあると判断した場合は、改善方法について検討し、翌年度の年度業務計画書に反映しなければならない。

(使用料等)

第23条 乙は、維持管理・運営期間において、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、甲が定める使用料を収納し、甲が指定する方法で甲に納付する。

- 2 乙は、自己の責任及び費用負担において、要求水準書等及び事業者提案、長期業務計画書及び年度業務計画書に従って、任意で自主事業その他付帯事業を実施するにあたり（乙から

委託を受けた上で、構成員又は協力企業が乙の名の下で実施する場合を含む。）、自主事業その他付帯事業に関して前項の定めるところに従って使用料（目的外使用料を含む。）を納付することを条件として、自主事業その他付帯事業から得られた収入を乙又は当該事業の遂行者の収入とすることができる。なお、自主事業その他付帯事業に係る料金設定については、事前に市の承認を得なければならない。

（施設状態等の保証）

- 第24条 乙は、契約期間中及び契約期間終了後2年以内は建築物、建築設備の修繕・更新が必要とならない状態で本施設の施設状態等が確保されること（以下「保証施設状態等」という。）を保証し、当該期間の全期間においてこれを維持する一切の責任を負い、保証施設状態等が確保されるために必要な措置を本業務の遂行として自己の費用と責任で行う。
- 2 理由の如何を問わず、保証施設状態等が確保されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、乙は、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第25条第3項に基づく損害金を支払う。ただし、本条第4項ただし書の適用がある場合は、この限りでない。
- 3 乙は、第15条の定める甲のモニタリング、第22条の定めるセルフモニタリングの結果その他本業務の実施過程で、次のいずれかの場合に該当し又はその疑義が生じたときは、自ら又は甲の請求に基づき、自己の費用で施設状態等確認検査を実施し、その結果を書面で報告するものとする。
- （1）運転上及び安全衛生上支障がある事態が発生した場合
 - （2）設計上（材質も含む。）、構造上・施工上の欠陥が発見された場合
 - （3）主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
 - （4）性能に著しい低下が認められた場合
 - （5）主要装置の耐用が著しく短い場合
- 4 前項の施設状態等確認検査の結果において保証施設状態等が確保されていないこと（以下「保証施設状態等未達」という。）が判明した場合、乙は、これを改善して保証施設状態等を確保せしめるべく必要な措置を自己の費用と責任で講じるものとする。ただし、建設工事請負契約第41条に基づき建設JVに契約不適合責任を追及できると認められる場合、乙は、甲に対し、建設工事請負契約に従って建設JVに対して契約不適合責任を請求することを求めることができる。この場合、乙は、契約不適合の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか、甲が建設JVに対して契約不適合責任を請求するために必要な協力を行う。
- 5 甲は、第34条の規定による明渡しから2年以内に、第3項各号のいずれかに該当する場合のみならず、保証施設状態等未達が生じた場合において、当該保証施設状態等未達が乙による本業務の実施その他乙の責めに帰すべき事由によるときは、乙に対して相当の期間を定めて乙の費用負担及び責任で本施設の補修、更新、整備その他必要な措置を講じることをもって保証施設状態等未達を改善することによる完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。
- 6 乙がSPCである場合は、乙は、前項に基づく甲に対する義務を履行するため、第34条の規定による明渡しから2年を経過するまで解散してはならない。ただし、乙が前項に基づく甲に対する義務を建設企業、維持管理企業、運営企業その他甲が合理的に満足する第三者

に承継せしめた場合には、この限りではない。

(損害賠償等)

第25条 甲及び乙は、相手方が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるとき又はこの契約以外の事業契約に基づき損害を賠償されたときは、この限りでない。

2 乙は、故意又は過失により本施設をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた甲の損害の一切を甲に賠償しなければならない。ただし、第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

3 履行期限の定めのある業務に関し、乙の責に帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求するものとする。なお、損害金の額は、当該業務に係る委託料の額につき、遅延日数につき、甲が指定した支払期限の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(第三者への賠償)

第26条 本業務の遂行において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害（第3項に規定する損害を除く。以下本条において同じ。）が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、前項に基づく損害賠償額（第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 甲は、第1項の定めるところに従って乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

5 第1項又は第3項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

第27条 本業務の遂行にあたり、契約期間の全期間にわたり、乙は、開業準備期間及び維持管理・運営期間の期間ごとに、別紙3のとおり、保険を付保し、かつ、維持するものとする。乙は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険

の保険契約書及び保険証券又は保険証書の写しを甲に提出してその確認を得るものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合又は本業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における委託料総額の100分の1に至るまでは、当該損害額及び増加費用額については、乙により負担するものとし、これを超える額については甲により負担されるものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第31条 契約期間中に本業務に係る法令変更（法律、政令、規則、省令、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本事業又は乙に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。以下同じ。）が行われる場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細

2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始後60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の増加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、次の各号所定の法令変更起因する合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

ア 本業務に特別に影響を及ぼす法令変更（ただし、本施設の維持管理・運営のみならず、広く一般に適用される法令変更並びに税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第2号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

(2) 乙は、次の各号所定の法令変更起因する増加費用及び損害の一切を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 事業者利益に課される税制度の新設・変更に関する法令変更

4 法令変更により要求水準書等又は事業者提案、長期業務計画書、長期修繕計画書若しくは年度業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により乙の本業務の実施の費用が減少するときは、甲は、乙との協議により要求水準書等の変更を行い又は事業者提案、長期業務計画書、長期修繕計画書若しくは年度業務計画書の変更を行わせ、委託料を減額するものとする。

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時において既にこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日（完了期日）

(2) 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、契約期間の終了（契約解除によりこの契約が終了する場合には、甲が指定する日とする。本条及び次条において同じ。）までに、甲又は甲が指定するものに対し、要求水準書等及び事業者提案に従い、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、乙は、甲の要請があるときは、甲が必要と認める期間（疑義を避けるため、甲は、必要に応じ、契約期間の満了後の期間及びこの契約の終了日以降の期間を定めることができる。）において、要求水準書等の定めるところに従い、甲又は甲が指定するものに対し、その必要とする本施設及び本業務の実施状況の視察に応ずるとともに、自己の費用で本施設の維持管理・運営に必要な情報開示、技術指導その他甲が求める協力を行うものとする。

2 乙は、前項の定めるところに従って実施すべき本業務の引継ぎその他契約期間終了時の措置について、契約期間満了の概ね4年前から協議を開始し、契約期間満了の3年前までに要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従って、要求水準書等に定める内容の「建物等診断報告書」、「修繕記録報告書」、「施設管理台帳」、「備品台帳」及び「次期修繕提案書」を甲に提出して本施設の状況についてチェック・評価し、甲との間での協議の結果を踏まえて契約期間の終了の2年前まで及び1年前までに、それぞれ必要に応じて時点修正した上で「次期修繕提案書」を甲に提出するものとする。

- 3 乙は、要求水準書等に従い、契約期間満了日の6ヶ月前から本業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、乙が用いた本業務に関する「施設管理台帳」、「備品台帳」その他各種台帳、操作要領、申し送り事項その他の関係書類・記録を提供するほか、契約期間満了日の6ヶ月前までに本業務の承継に必要な「引継ぎマニュアル」を甲に提出するものとする。
- 4 乙は、契約期間終了後1年を経過するまでの期間において、維持管理企業に、引継ぎ先からの問い合わせ等への対応サポート業務を無償で実施させるものとし、甲の要請があるときは、かかるサポート業務に係る契約を甲が合理的に定める様式及び内容で甲との間で維持管理企業に締結させるものとする。

(原状回復義務)

第34条 乙は、契約期間の終了までに、その管理する物品等を撤去し、供用開始日を基準として本施設を原状に回復した上で（ただし、期間経過に伴う通常損耗及び劣化は回復を要しないが、建物（建築、建築付帯設備）については、概ね2年以内の修繕又は更新を必要としないと判断できる状態としなければならない。）、甲から引渡しを受けた消耗品、資機材、備品と同種・同等・同量のものを本施設に備え置くほか、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに甲に本施設を明け渡さなければならない。

- 2 契約期間終了又は契約解除によりこの契約が終了する場合は、この契約終了日前6ヶ月前からこの契約の終了日までの間（即時契約解除の場合には、この契約終了日から6ヶ月を経過するまでの間）において、甲及び乙は、双方立会いのもと、要求水準書等に従い施設状態等の確認を行う。
- 3 乙は前項の施設状態等の確認完了後、その確認結果を記載した施設状態等確認報告書を作成し、確認完了の日から10日以内に甲に提出し、その承諾を得るものとする。
- 4 甲は、要求水準書等所定の基準のいずれかが満たされていないと認めた場合、要求水準書等所定の基準を全て満たすために必要な修繕、補修、更新その他の措置を講じることを乙に求めることができるものとし、乙は、その責めに帰すべからざる場合を除き、自己の費用と責任でこれに応じた上で、かかる対応に関して講じた改善措置等の内容とその後の施設状態等確認結果を記載した施設状態等改善報告書を作成し、速やかに甲に提出し、その承諾を得るものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は本施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(甲の解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、乙が次の各号のいずれかに該当することが甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約の解除をすることができない。

- (1) 第38条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 要求水準書等若しくは事業者提案又は開業準備業務計画書若しくは年度業務計画書

に定める期限内に完了すべき業務が完了しないとき。

(4) 第 11 条に基づき設置すべき業務従事者の設置その他整備すべき体制を整備しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 16 条第 1 項に基づく甲の措置に乙が従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、乙が次の各号のいずれかに該当することが甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約の解除をすることができない。

(1) 第 38 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第 38 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。

(3) 第 15 条による甲のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、実施要領の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき又は第 16 条第 1 項に基づく甲の措置に乙が対応できないことが明らかであるとき若しくは乙がこれを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 36 条又は第 37 条によらないで乙からこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると判明したとき。

(9) 公正取引委員会が乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。

乙が S P C であるときは、その株主である構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）に対し、この契約又は事業契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、事業契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(10) この契約又は事業契約に関して、乙の役員又はその使用人の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(11) 暴力団等排除に関する特約条項第 3 条第 1 項に基づきこの契約を解除することができるとき。

- (12) 甲が基本契約を解除したとき（基本契約第14条第7項の規定により甲が解除したとみなされる場合を含む。）。
- 3 甲は、前各項の規定によるほか、必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、甲は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- 4 契約期間中、甲が利用する必要がないと判断した本施設の一部又はその設備（以下「不要施設等」という。）に係る業務の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。この場合、当該解除日の90日前から、乙と不要施設等の利用停止に関して協議するものとし、乙は当該協議の結果に従って不要施設等の利用停止に向けた必要な措置を講じるものとする。なお、甲は、本項に基づく解除により乙又は第三者（第8条に基づく再委任若しくは下請先を含む。）に損害が生じたときは、やむを得ないと甲が認めるものについて賠償するものとする。
- 5 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、開業準備期間中は、委託料Aの総額を、また、維持管理・運営期間中は、その会計年度における委託料Bの年間支払額を、それぞれ基準額として、その100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合（次項の規定により本項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第5項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 7 第5項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 第5項第1号の場合において、次の各号の定める場合に該当するときは、当該号の定めるところに従う。
- (1) 事業契約に関し、第2項第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が事業契約を締結するか否かも、この契約を解除するか否かも問わず、乙は、賠償金として、第5項に規定する基準額の100分の10に相当する金額のほか、当該基準額の100分の30に相当する金額を支払わなければならない。
- (2) 第2項第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定したときは、前号の定

めにかかわらず、乙は、前号に基づく賠償金を支払うことを要しない。

9 第5項及び第8項に規定する違約金及び賠償金の支払の請求について、甲は、乙が事業者提案に基づき設立されたSPCである場合には、基本契約第10条の定めるところに従って維持管理企業及び運営企業に対して連帯して違約金の支払を請求できることを確認する。

10 乙は、契約の履行を理由として、第5項及び第8項の違約金及び賠償金の支払を免れることができない。

11 乙が第5項及び第8項の違約金及び賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、甲の指定する期間の満了日の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を甲に支払わなければならない。

12 第5項及び第8項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金及び賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。乙が違約金及び賠償金を支払った後に、実際の損害額が違約金及び賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

13 甲は、この契約の終了後に第5項及び第8項並びに前項の違約金及び賠償金を請求する場合において、乙が既に解散しているときは、乙がSPCである場合を除き、維持管理企業及び運営企業に対して当該違約金及び賠償金の支払を請求するものとする。この場合において、維持管理企業及び運営企業は、連帯して当該違約金及び賠償金を支払う責任を負うものとする。

（乙の解除権）

第36条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。

（1）第7条の規定により業務範囲を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき（ただし、同条第3項に基づき甲と乙の協議により委託料の変更等が決定された場合を除く。）。

（2）第9条又は第16条の規定による本施設の全部の利用停止期間が6月を超えたとき。

（3）第35条第4項の規定により本契約を一部解除したため、委託料が3分の2以上減少したとき（ただし、同項に基づき甲が損害賠償した場合を除く。）。

3 第1項又は第2項の規定に定める場合が保証施設状態等未達によるものであるとき、又は、要求水準書未達その他乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、当該規定による契約の解除をすることができない。

（不可抗力又は法令変更による契約解除）

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

2 乙がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の委託料債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(地元経済への配慮等)

第39条 乙は、第8条の規定により第三者を使用する場合には、当該第三者を調布市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定により業務従事者を雇用する場合には、可能な限り調布市内に住所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

3 乙は、消耗品、資機材、備品等に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を調布市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(契約の変更)

第40条 本業務に関し、本業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(維持管理・運営協議会)

第41条 甲及び乙は、契約期間中、要求水準書等及び事業者提案に従い、円滑な維持管理・運営を行い、利用者へのサービス向上を図ることを目的に、甲及び乙による「維持管理・運営協議会」を設置の上、月1回定期的に（当該協議会の協議において開催頻度の変更を決定した場合には、当該変更後の頻度で）、また、必要に応じて、甲及び乙の各当事者により選任された構成員による当該協議会を開催し、事業内容（本業務の各業務の実施状況を含むが、これに限られない。以下同じ。）の報告等を行うとともに、甲の意見や要望等を踏まえ事業内容の見直し等を甲と乙の協議の上決定する。

2 前項の協議会のほか、乙は、要求水準書等に従い、調布中学校との定例会議その他本施設の運営業務及び維持管理業務に関連する会議等について、甲の求めに応じて出席するものとする。

3 乙は、甲の要請その他必要に応じて、統括責任者（館長）、運営業務責任者及び維持管理業務責任者並びに甲が必要として求める関係者を前各項の協議会、会議等に乙の費用と責任で出席させるものとする。

(知的財産権)

第42条 乙は、乙が本施設を稼働させるほか、本業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用権（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

- 2 甲は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。
- 3 乙は、前項に基づく甲の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより甲に損失、損害、費用等を被らせず、甲が被った一切を補償する。
- 4 乙は、委託料は、第1項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第6項の規定に基づく著作権の譲渡等に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。
- 5 甲が、この契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲に留保されるものとする。
- 6 乙は、この契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等（プログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を含め、以下「成果物」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを甲に対して保証し、次の各号の定めに従うものとする。
- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下第7条から第10条において「著作権等」という。）のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に甲に譲渡する。
- (2) 乙は、甲に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- ア 成果物の内容を公表すること。
- イ 成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- (4) 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (5) 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、基本契約第16条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- (6) 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(7) 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースについて、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(補足)

第43条 この約款に定めのない事項については、基本契約に従うほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

以 上

個人情報の取扱いに関する特記条項

(趣旨)

第1条 この特記条項は、この特記条項が付された契約における個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護について定めるものである。

(特記条項の適用)

第2条 この特記条項は、契約書、契約条項、要求水準書等その他の契約書と一体を成す。本特記条項の記載内容が他の契約書と相違するときは、この特記条項の記載内容を優先して適用する。

(定義)

第3条 この特記条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約業務 この特記条項が付された契約の要求水準書等により日々履行することとされている業務及び指定する日までに履行することとされている業務並びにこれらの業務に付随して甲から指示等された業務をいう。
- (2) 業務資料 契約業務を遂行するうえで必要な資料をいう。

(法律等の遵守)

第4条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、その他関係する法令及び条例規則並びに調布市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行しなければならない。

(適正管理)

第5条 乙は、契約業務に関して知り得た個人情報（以下「業務個人情報」という。）の漏えい、改ざん、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の業務個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙等（乙若しくはその代理人、使用人等又は第6条ただし書により委託を受けた第三者若しくはその代理人、使用人等をいう。）は、契約業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用等の禁止)

第7条 乙は、業務個人情報を甲の指示する目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、直接、間接を問わず契約業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書により第三者に委託した場合、乙は、この特記条項を当該第三者に遵守させ、当該第三者は、この特記条項を遵守しなければならない。

(複写・複製の禁止)

第9条 乙は、契約業務を処理するため、甲から渡された個人情報を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、甲が許可又は指定した場所へ持ち出す場合を除き、業務個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第11条 乙は、業務個人情報について、漏えい等、目的外使用、第三者提供その他個人情報の不適切な取扱い（以下「個人情報事故」という。）があった場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報事故があった場合には、その内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表及び個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。
- 3 前項の公表により、乙がいかなる損害を被る場合であっても、甲は、一切の責任を負わない。

(返還又は廃棄)

第12条 乙は、業務資料に個人情報が含まれるときは、この契約の終了時に、甲の指示に従い当該業務資料の返還（取得した業務資料にあっては、甲への引渡し）、廃棄又は記録の消去を実施しなければならない。ただし、甲がその性質上、この契約の終了後においても乙が保管する必要があると認める業務資料については、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、この契約が終了し、又は解除された後においても、乙は、この契約条項に定める個人情報の取扱いに関する事項を遵守しなければならない。
- 3 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去をする場合は、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により、必要な措置を講じなければならない。また、当該業務資料を廃棄又は記録の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、乙はこれに応じなければならない。
- 4 乙は、当該業務資料を廃棄又は記録の消去を行った後、廃棄又は記録の消去の内容を記録し、甲に対して書面により報

告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償責任)

第13条 契約業務の履行に関して、乙が個人情報の保護に関する義務に違反したときは、甲は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の場合においては、乙の故意又は過失を問わず、乙がこの特記条項に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させたときは、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(定期的な報告)

第14条 乙は、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、契約締結後速やかに甲の指定する様式により甲に報告を行うものとする。また、この契約内容の遵守状況について甲に定期的に報告しなければならない。

(実地検査)

第15条 甲は、この契約に係る個人情報の秘匿性、量等に応じ、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに従わなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲が個人情報の取扱状況について実地検査を行うときは、これに応じなければならない。

3 前項の実地検査は、内容、日程等について甲乙協議のうえ実施するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(責任者等の明確化)

第16条 乙は、業務個人情報の保護について個人情報管理責任者を選任し、甲に報告しなければならない。個人情報管理責任者を変更するときも同様とする。

2 個人情報管理責任者は、業務個人情報を厳正に取扱い、業務従事者の業務個人情報の取扱いを指揮監督する。

3 個人情報管理責任者は、業務個人情報の取扱いに関して、業務従事者を指名し、その者にのみ業務個人情報の取扱いをさせるものとする。

(派遣労働者利用時の措置)

第17条 乙は、派遣労働者に業務個人情報の取扱いをさせる場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(教育の実施)

第18条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この契約において個人情報管理責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を個人情報管理責任者及び業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(媒体の管理等)

第19条 乙は、業務個人情報が記録されている媒体等を保管するにあたっては、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第20条 乙は、業務個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するため、業務個人情報の秘匿性等に応じた必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(取扱状況の記録)

第21条 乙は、台帳等を整備して、業務個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人情報の搬送)

第22条 乙は、業務個人情報を搬送するときは、漏えい等の防止その他個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第23条 乙は、業務個人情報へのアクセス（紙等に記録されている業務個人情報に接する行為を含む。）をする権限を有する業務従事者の範囲及び権限の内容を、業務を遂行するうえで必要最小限の範囲に限るものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第24条 乙は、情報システムを使用して業務個人情報を取扱う場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(サーバ室等の安全管理)

第25条 乙は、業務個人情報を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域を設ける場合は、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(外国に所在するサーバ等の使用)

第26条 乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して業務個人情報を取扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握したうえで、業務個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(サイバーセキュリティの確保)

第27条 乙は、業務個人情報を取扱うにあたっては、調布市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、国が定める情報セキュリティに係る基準又はガイドライン等を参考として、適正な情報セキュリティの水準を確保するものとする。

以上

暴力団等排除に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 この契約の発注者である調布市をいう。
- (2) 乙 この契約を発注者から受注する相手方（相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。）をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 役員等 代表役員（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。）をいう。以下同じ。）、一般役員等（乙の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。）で代表役員以外の者をいう。）及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上乙の経営に参画している者をいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、役員等以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。）及び業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者（当該工事の一部又は当該業務委託の全部若しくは一部を更に別の第三者に委任し、又は請け負わせる場合その他これと同様の行為が更に行われる場合の下請負人又は受託者を含む。）をいう。
- (8) 下請等契約 乙と下請負人等との契約等、この契約の履行のために必要なこの契約に関連する契約をいう。

(乙が暴力団等であった場合等の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において
は、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又はその役員等若しくは使用人が暴力団等であると認められるとき、又は暴力団等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 乙又はその役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 乙又はその役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙若しくは乙の下請負人等又はそれらの役員等若しくは使用人が、下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該下請負人等と下請等契約を締結したと認められるとき。
- (6) 乙が、甲から暴力団等の排除に関する勧告を受けてから1年以内に、甲から再度当該勧告を受けたとき。
- (7) 乙が、暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって乙に損害を及ぼしても、その責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 5 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。

(下請負等の禁止等)

第4条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当する者をこの契約の下請負人等としてはならない。ただし、この契約の下請負人等となる必要があると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、当該下請負人等との下請等契約の解除を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定により当該下請等契約の解除を行ったときは、その解除に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 乙は、下請等契約を締結するときは、前条第1項、本条第1項、第2項、本項及び次条と同様の内容を、当該下請等契約に定めるものとする。

(不当介入等に関する措置)

第5条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から、この契約の適正な履行の妨害等の違法若しくは不当な介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告をするとともに、警察へ届出なければならない。

- 2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団等又はその関係者から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項に規定する報告及び届出を行うよう直接又は間接に指導しなければならない。
- 3 甲は、乙又は下請負人等が不当介入等を受け、この契約の履行が遅延する等のおそれがあると認めたときは、乙が前2項の規定により適切な報告及び届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

以上

別紙1 モニタリング実施要領等（第15条、第16条及び第24条）

【募集要項別紙3をカスタマイズして掲載】

以 上

別紙 2 委託料の算定方法、支払方法及び改定（第 17 条及び第 18 条）

【募集要項別紙 2 に従って事業者提案に基づき規定する。】

以 上

別紙3 保険（第27条）

1. 第三者賠償責任保険：第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
 - ・対象 本施設内における法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
 - ・期間 契約期間
 - ・その他 被保険者を乙、下請業者を含む業務実施者、甲とし、交叉責任担保特約を付ける。
2. その他保険 : 事業者提案による。

※上記保険の補償条件は最低の水準であり、上記保険の補償条件及び上記保険以外の保険の付保については、事業者提案によるものとする。なお、乙が第1号所定の保険を付保した場合と同等の効果がある提案をし、甲がこれを認めた場合に限り、第1号所定の保険付保以外の措置によることができる。

以 上